

## 市県民税申告の受付が始まります

**日** 2月17日(月)～3月14日(金)、9時～16時

※土・日曜日、祝日は除きます。

### ●受付期日の指定

申告会場の混雑緩和のため、居住地域(小学校区)ごとに受付期日を定めています。都合が合わない場合は、他の期日に申告してください。(事前連絡不要)

また、各受付期日の初日は混雑します。指定の期日の2、3日目の申告にご協力ください。

※住まいの地域がどの小学校区かは

市ホームページでご確認ください。

**ID** 3591

●申告会場 市役所5階506会議室

### ●市県民税の申告が必要な人

7ページに掲載のフローチャートで申告が必要かご確認ください。

※確定申告については筑紫税務署(国税庁)のホームページをご確認ください。

**HP** <https://www.nta.go.jp/index.htm>

go.jp/index.htm



居住地域 (小学校区)	受付期日
山口	2月17日(月)～19日(水)
吉木、阿志岐、山家	2月20日(木)、21日(金)
二日市	2月25日(火)、26日(水)
二日市北、天拝、水城西	2月27日(木)、28日(金)、3月3日(月)
二日市東	3月4日(火)～7日(金)
筑紫	3月10日(月)、11日(火)
原田、筑紫東	3月12日(水)、13日(木)

### ●申告に必要なもの

①本人確認書類(申告者のマイナンバーカード、または、通知カードと運転免許証や健康保険証など)

②扶養している親族などのマイナンバーがわかるもの

③収入、経費などが明らかになる書類(源泉徴収票など)

④社会保険料(国民年金保険料を含む)、生命保険料、個人年金保険料、地震保険料などの支払証明書

⑤医療費控除を受ける場合は、支払明細書(令和6年1月1日～12月31日の支払日付のもの)

※事前に集計してください。なお、領収書の添付は不要ですが、申告後5年間保管が必要です。

⑥雑損控除を受ける場合は、公的機関が発行する証明書(り災証明書など)、被害を受けた資産の明細、受け取った保険金などの書類

※雑損控除を受ける人は必ず事前に問い合わせてください。

⑦寄附金税額控除を受ける場合は、寄附先が発行する証明書

※市県民税申告・確定申告をした場合、ワンストップ特例が適用されません。

⑧その他控除を受ける場合は確認できる書類(障害者手帳、学生証など)

●申告書の提出は郵送でもできます  
昨年、市県民税申告書を提出した人には2月7日(金)に申告書を発送します。返信用封筒を同封しますので、申告に必要なものを入れて郵送してください。

### 問 税務課 市民税担当

昨年申告書を提出していない人や申告しても市県民税額に変更がない人は申告書を発送していません。申告書が必要な人は問い合わせてください。

